報告第３３号

令和７年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成１９年法律第９４号）第３条第１項及び第２２条第１項の規定により、令和７年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を別紙のとおり報告する。

令和　８　年　９　月２４日提出

小田原市長　加　藤　憲　一

１　令和７年度決算に基づく健全化判断比率

比　率　区　分	本 市 の 比 率	早期健全化基準	財政再生基準
実　質　赤　字　比　率	―	１１.３９％	２０.００％
連 結 実 質 赤 字 比 率	―	１６.３９％	３０.００％
実　質　公　債　費　比　率	４.６％	２５.０％	３５.０％
将　来　負　担　比　率	６１.２％	３５０.０％	

備考　実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合は「－」表示とする。

２　令和７年度決算に基づく公営企業の資金不足比率

会　計　の　名　称	本 市 の 比 率	経営健全化基準
小 田 原 市 水 道 事 業 会 計	―	２０％
小 田 原 市 病 院 事 業 会 計	―	
小 田 原 市 下 水 道 事 業 会 計	―	
小 田 原 城 天 守 閣 事 業 特 別 会 計	―	
小田原市公設地方卸売市場事業特別会計	―	

備考　資金不足比率が算定されない場合は「－」表示とする。